

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…三
- 告示(選)……………(同)…三
- 東京都選挙執行規程の一部改正……………四
- 平成二十六年十二月十四日執行衆議院(小選挙区選出)議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の一部訂正……………八

告示

- 東京都告示第二〇二号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
令和元年七月三日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和元年七月十六日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社アイワーク

(二) 代表者氏名 代表取締役 山崎 太介

(三) 主たる事務 港区西麻布一丁目十五番十六ー二〇四所の所在地 号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八八七二二号

(五) 免許年月日 平成三十年一月十一日

一 日時 令和元年七月十六日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ライズテック

(二) 代表者氏名 代表取締役 平林 竜二

(三) 主たる事務 目黒区下目黒二丁目十八番三号七F所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三三二五号

(五) 免許年月日 平成二十八年八月二十六日

一 日時 令和元年七月十七日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社マーヴェリック

(二) 代表者氏名 代表取締役 高久 昌生

(三) 主たる事務 練馬区中村北一丁目十三番十三号所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九四二一八号

(五) 免許年月日 平成二十九年五月十八日

●東京都告示第二〇一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和元年七月三日

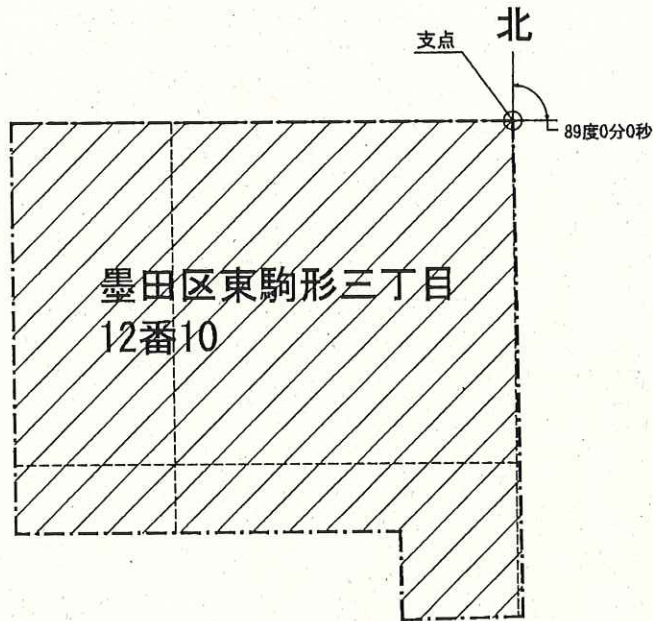
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区東駒形三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物


別図



【支点】
支点は、墨田区東駒形三丁目12番10の最北端とする。

【格子の回転角度(89度0分0秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 単位区画(10m格子)
- - - - - : 敷地境界
-  : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第二百二号

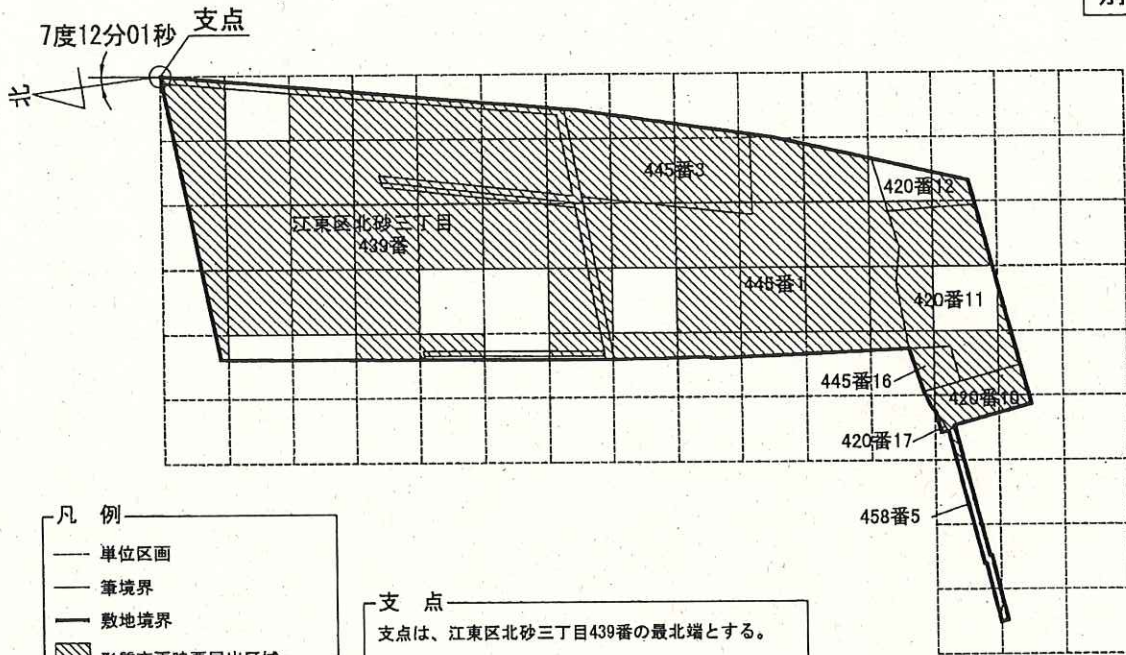
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区北砂三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

支点
 支点は、江東区北砂三丁目439番の最北端とする。

格子の回転角度(7度12分01秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第203号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百六十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西加平二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去